

平成29年第3回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成29年5月29日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第23号 専決処分について(見附市立学校運営協議会委員の委嘱について)

議第24号 専決処分について(見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について)

議第25号 専決処分について(見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について)

議第26号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について)

議第27号 専決処分について(見附市青少年指導員の委嘱について)

議第28号 専決処分について(部活動顧問の委嘱について)

議第29号 専決処分について(見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について) 4. 1付

議第30号 専決処分について(史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について)

議第31号 専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について) 4. 1付

議第32号 専決処分について(見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について) 4. 1付

議第33号 専決処分について(見附市公民館運営審議会委員の委嘱について)

議第34号 専決処分について(見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱及び解職について)

- 議第35号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）5. 1付
- 議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5. 1付
- 議第37号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）5. 1付
- 議第38号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第39号 見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の制定について
- 議第40号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第41号 学校給食センター条例の制定について

○出席者（5名）

教 育 長	長 谷 川 浩 司
委 員	小 林 弘 武
委 員	武 田 一 夫
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章

○事務局出席者

教 育 部 長	長 谷 川 仁
教 育 総 務 課 長	吉 原 雅 之
学 校 教 育 課 長	阿 部 桂 介
ま ち づ く り 課 長	曾 我 元

教育総務課長補佐 早川 洋介

学校教育課長補佐 糺谷 正夫

こども課長補佐 高藤 英紀

教育総務課主事 大塚 裕美

14時00分開会

教 育 長

只今より、平成29年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1. 新学校給食センターについて を教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

5月22日に市議会臨時会が開催され、学校給食センター改築事業に係る各種工事について上程され、承認されましたので、ご報告します。

資料をご覧ください。5月9日の入札の結果、建築本体工事が(株)吉田建設見附支店で税込み落札額685,800千円、電気設備工事が(株)あかりテックで落札額164,700千円、機械設備工事が(株)山田工機で落札額577,800千円、厨房設備が(株)中西製作所新潟営業所で落札額330,480千円という結果でした。

また5月26日に外構工事の入札を行い、(株)吉田建設見附支店が99,000

千円で落札いたしました。

学校給食センター改築事業の合計は、設計額計1,908,400千円に対し、落札額計1,857,780千円となり、50,620千円の差額となりました。

また、5月9日入札の4件については、工事契約の締結に際して市議会の承認が必要なことから22日の市議会臨時会上程し、承認をいただいたところです。

その後、5月22日及び5月26日に各工事の落札業者と契約を締結いたしました。工期はいずれも平成30年3月31日まででございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

入札件数は、どれくらいあったのか。

教育総務課長

給食センター建築本体工事は2件、電気設備工事は3件、機械設備工事は5件、厨房設備購入は4件、外構工事は9件の入札がありました。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、次に 報告2. 伊達市移動教室について を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「伊達市移動教室について」について、ご報告いたします。

今年度は6月7、8日に上北谷小、新潟小に伊達市の4校合計29名の児童を受

け入れます。

5月12日には伊達市より8名の教育委員会職員及び学校職員が訪問し、打合せを行いました。伊達市の児童がのびのびと屋外で活動するとともに両市の児童の交流を一層進めたいと考えます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小 林 委 員

宿泊はどのようにするのか。

学校教育課長

見附市海の家「海・海ハウス」に宿泊する予定です。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3 議第23号 専決処分について（見附市立学校運営協議会委員の委嘱について）から議第28号 専決処分について（部活動顧問の委嘱について）までを議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第23号専決処分についてでございます。

専決第6号をご覧ください。見附市立学校運営協議会委員に、3ページ別記名簿にあるとおり、160名を委嘱したいので、承認願います。任期は30年3月31日までの1年となります。

議第24号専決処分についてでございます。

専決第7号をご覧ください。見附市教育センター運営委員会委員に、人事異動等により、10ページ別記名簿にある5名に委嘱したいので、承認願います。任期は前任者の在任期間の30年3月31日までとなります。

議第25号専決処分についてでございます。

専決第8号をご覧ください。13ページ別記名簿にあるとおり、委員18名、相談員14名を委嘱したいので、承認願います。任期は30年3月31日までの1年となります。

議第26号専決処分についてでございます。

専決第9号をご覧ください。見附市青少年育成センター運営委員会委員に、16ページ別記名簿にある10名に委嘱したいので、承認願います。任期は31年3月31日までの2年となります。

議第27号専決処分についてでございます。

専決第10号をご覧ください。見附市青少年指導員に、19ページ別記名簿にある27名に委嘱したいので、承認願います。任期は29年4月1日から31年3月31日までの2年となります。

議第28号専決処分についてでございます。

専決第11号をご覧ください。別記 部活動顧問名簿にあるとおり、6名を部活動顧問に委嘱したいので、承認願います。任期は30年3月31日までの1年となります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 倉 委 員

各校からの要望が多いと聞いている。顧問の選出方法はどのようにしているのか。

学校教育課長

運動部は、見附市スポーツ協会から推薦していただいた方の中から選出しています。

南中学校吹奏楽部については、教育委員会が人材を探し、推薦したものです。

齋藤委員

当初の予定では、外部顧問の人数は4名と聞いていた。6名に増えた理由は、各校からの要望が多かったからということか。

学校教育課長

教育委員会としては、各校1名を想定していたが、先方に外部顧問を依頼した際に、1名では日程の都合がつかない場合があるため、2名で日程調整をしつつ務めるということでした。

そのため、見附中学校と今町中学校で2名ずつ委嘱することになりました。

齋藤委員

今回委嘱した6名は、どのような方なのか。

学校教育課長

見附中学校のソフトテニス部のお二人は、それぞれ見附市ソフトテニス協会の代表と理事を務めていらっしゃる方です。南中学校吹奏楽部の方は、元教員で、アルカディア少年少女合唱団の指導もしていただきました。今町中学校野球部のお二人は、見附市スポーツ協会の職員であり、野球経験者であります。西中学校バスケットボール部の方は、バスケットボール経験者であり、コーチの資格を持っていらっしゃる方です。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本6案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本6案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第29号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）4月1日付 を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

23ページをご覧ください。議第29号専決処分についてご説明いたします。

次ページ別紙・専決第12号をご覧ください。

「見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱」について、平成29年4月1日付で専決処分いたしましたので、ここにご承認をお願いするものでございます。

委嘱内容について説明をさせていただきますので、25ページをお願いします。

別記記載の「見附市子ども支援対策地域協議会」は、児童虐待を防止するために、関係機関と情報を共有し、連携してこれを支援するために設置しており、その委員には「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の別表第1」に定める関係機関から、委員を推薦していただき、ご委嘱しているものです。

本年3月末で、任期が満了したことから、新たに推薦いただいた方々を「代表者会議委員」と「実務者会議委員」として、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間で任期にご委嘱申し上げるものであります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第30号 専決処分について（史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について）、議第31号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）4月1日付 を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

26ページをお願いします。議第30号 専決処分についてご説明します。

27ページをお願いします。専決第13号、史跡耳取遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱についてですが、4月の教職員の人事異動に伴い、南中学校長の八幡前校長から村山勉校長先生に委員の委嘱替えを行うものです。4月1日専決とし、任期につきましては前任の残任期間の平成30年3月31日までとするものです。

続きまして、28ページをお願いします。議第31号 専決処分についてご説明します。

29ページをお願いします。専決第14号、見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてですが、こちらも4月の教職員の異動に伴い、ご覧の6名の校

長先生について委員の委嘱替えを行うものでございます。4月1日専決とし、任期については前任者の残任期間の平成30年4月30日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定することにいたしました。

教 育 長

次に、議第32号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）4月1日付、議第33号 専決処分について（見附市公民館運営審議会委員の委嘱について）を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

30ページをお願いします。議第32号専決処分についてご説明します。

31ページをお願いします。専決第15号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」であります。委員としてお願いしている団体の代表の交代に伴う委嘱替えであります。

学校教育関係から見附中学校長の金子満雄さん、見附高等学校長の鷺尾雄慈さんを4月1日付けで委嘱しましたので、承認をお願いするものです。任期は平成30

年3月31日までの1年となります。

32ページをお願いします。議第33号専決処分についてご説明します。

33ページをお願いします。専決第16号「見附市公民館運営審議会委員の委嘱について」ですが、委員としてお願いしている団体の代表の交代に伴う委嘱替えであります。

学校教育関係から見附第二小学校長の小杉洋一さん、見附南中学校長の村山 勉さんを4月1日付けで委嘱しましたので、承認をお願いするものです。任期は平成30年3月31日までの1年となります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定することにいたしました。

教 育 長

次に、議第34号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）5月1日付 を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第34号専決処分についてでございます。

専決第17号をご覧ください。日本海聖高等学校の人事異動により見附市青少年

育成センター運営委員会委員の渡辺委員を29年4月30日に解職し、29年5月1日付で坂井副校長に委員を委嘱したいので承認願います。坂井委員の任期は前任者の残任期間の31年3月31日までとなります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定することにいたしました。

教 育 長

次に、議第35号 専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）5月1日付 を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

36ページをご覧ください。議第35号専決処分についてご説明いたします。

次ページ別紙・専決第18号をご覧ください。「見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱」について、平成29年5月1日付で専決処分いたしましたので、ここにご承認をお願いするものでございます。

本案の委嘱内容についてですが、先ほど23ページの議第29号で説明いたしました「見附市子ども支援対策地域協議会委員」の委嘱中、見附警察署・田中良一署長が、平成29年4月30日付で、新潟県警本部へ異動され、平成29年5月1日

付で星 隆男署長が、その後任として見附警察署署長に着任されました。

このことから、田中前署長の残任期間である、平成29年5月1日から平成31年3月31日までを、見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱第5条に規定に基づき、改めて、ご委嘱申し上げるものでございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第36号 専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）5月1日付 を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

38ページをお願いします。議第36号、専決処分についてご説明します。

39ページをご覧ください。専決第19号、見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてですが、各校のPTA代表の異動に伴い、ご覧の8名の方々を委員として委嘱替えするものです。5月1日専決とし、任期については前任者の残任期間の平成30年4月30日までとするものです。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

議第37号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）5月1日付 を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

40ページをお願いします。議第37号専決処分についてご説明します。

41ページをお願いします。専決第20号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」であります。委員としてお願いしている団体の代表の交代に伴う委嘱替えであります。

見附市PTA連合会から袖山 義一さん、見附市青少年育成会連合会から五十嵐 奨太さんを5月1日付けで委嘱しましたので、承認をお願いするものです。任期は平成30年3月31日までとなります。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第38号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

42ページをお願いします。議第38号、見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明します。

改正の理由であります。見附市職員の職名に関する規則が改正され、職名のうち、主事補および技師補が廃止されたことに伴い、教育委員会職員の職名の改正を行うものです。43ページの別表をお願いします。右側の現行の職名中、主事補、技師補を廃止するものです。

付則におきまして、この規則は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する旨を定めています。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第39号 見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の制定について、議第40号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について を議題とします。教育部長に説明を求めます

教 育 部 長

44ページをお願いします。議第39号見附市フッ化物洗口事業補助金交付要綱の制定について説明いたします。

最初に、本要綱の制定理由でございますが、大きく2点ございます。

1点目は、見附市内の園児等のむし歯予防のために使用しておりましたフッ化物洗口に用いるフッ化ナトリウムを、平成29年度からは、試薬から医薬品に移行を実施すること。

2点目には、試薬から医薬品に移行することに伴い、フッ化物洗口剤の購入は、試薬と異なり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の適用を受けることとなり、法令遵守の必要性が生じたとの2点が主たる理由です。

最初の1点目についてですが、現在、見附市内の園児等の虫歯予防及び健康増進を図るため、フッ化物洗口を実施しておりますが、新潟県では、これまでフッ化物洗口に用いる医薬品がなかったため、フッ化ナトリウム試薬を用いた洗口が普及しており、試薬を用いての洗口を実施しておりました。

一方、国では、「むし歯予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」において、「今後、市販製剤の開発と安定供給が実現出来た折は、フッ化ナトリウム試薬から市販製剤に切り替わることが望ましい」との指針が示されておりまして、このたび、医薬品であるフッ化物洗口剤の用法・用量が追加承認されたことを受け、見附市でも、医薬品を用いたフッ化物洗口への移行を平成29年度から実施するものであります。

2点目については、この試薬から医薬品に移行することにより、フッ化物洗口剤の購入は、試薬と異なり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の適用を受けることとなります。

従って、医薬品の購入に際しては、原則・使用する施設が、薬局又は医薬品販売業者から直接購入することが義務付けられ、公立の保育所・学校等の場合は、自治体がまとめて購入・配布することが可能となりますが、私立保育園、幼稚園、認定こども園等の施設の場合は、私立保育園等が医薬品販売業者から、自ら直接購入が出来るよう手順を踏むことが必要であるとの保健所からの指導を踏まえ、本要綱を制定し、公立以外の保育園等についても、引き続き、見附市の事業として、フッ化物洗口を行うための対応でございます。

次に、条文について説明いたします。

第1条は、趣旨規定でございまして、市内の私立保育園等に在園する子ども達の歯科保健の増進を図るため、フッ化物洗口事業を見附市の事業とする旨を謳っております。

第2条は、当該補助金の交付対象者を、第3条及び第4条は、補助対象とする事業内容と対象となる経費を規定しております。

第5条から第8条までは、私立保育園等が補助金を受けるための諸手続きを明示し、第9条は委任規定を定めてございます。

附則と致しまして、この要綱の施行期日を公布の日から施行することとし、平成29年4月1日から遡及適用する旨を規定しております。

続いて、46ページをお願いいたします。

議第40号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

最初に、本要綱の一部を改正する理由についてですが、このたびの改正は、更なるひとり親の自立促進を促すため、支給対象者を拡大し、雇用保険法に基づく、一般教育訓練給付金の受給資格のあるひとり親に対しても、支給対象とし、現行の自立支援教育訓練給付金と雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の差額となる4割相当額を限度に支給を可能とするため、これを改正するものです。

次に、改正条文について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

これまで、現行規定の第2条第2号で規定しておりました受給資格としての「対象者」を、受給資格者と給付金の額として別建てに、第4条の条文第1号に、それぞれ整理・集約したうえで、これを第1号とし、これに、「雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることが出来る受給資格者」を第2号として加え、自立支援教育訓練給付金と雇用保険から給付される額の差額、4割相当額を上限として給付する旨を規定したものでございます。

50ページから53ページまでの申請様式の改正は、改正条文を踏まえての様式改正であります。

附則において、第1項で施行期日を、第2項では経過措置を定めてございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

ここで、事務局から議案につきまして事前に配布させていただきましたが、追加議案の要請がありましたので、よろしくお願いたします。

議第41号 学校給食センター条例について を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

別に配布しました議第41号、見附市学校給食センター条例の制定についてご説明します。

制定の理由でございますが、今年度建設、来年度から操業予定の新学校給食センターについて、従来の給食センター機能に加えて、施設の使用や貸付に関する事項を定め、新たな公民連携を可能とするため、本条例を定めるものでございます。

条文の主な内容についてご説明します。第1条にはセンター設置の趣旨を、第2条に新たな給食センターの位置を、第5条にセンターの運営を円滑に行うための運営委員会の設置、委員の定数等を定めています。第6条から第12条には、施設の一部を給食調理以外に使用することを可能とし、そのために必要な諸条項を定めています。第13条には市が定めるセンターの余裕部分を貸し付けることを可能とす

る旨を、第14条、第15条には使用または貸付けに係る原状回復義務や損害賠償に関する事項を定めています。

附則におきまして、第1項に条例の施行日を平成30年4月1日とすること、および第3項に定める現在の見附市学校給食センター設置条例を平成30年度末にて廃止する旨を、第2項においてこの条例を施行するにあたっての施設の使用や貸付を行う事業者選定などの事前準備行為を可能とする旨を定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

齋 藤 委 員

第6条の目的外使用とは、どのような使用が考えられるのか。

教育総務課長

民間事業者が、自社の食品加工に使用することを想定しています。一般的な給食センターは学校給食を作ることを目的としていますので、これは施設の目的外使用にあたります。そのため、地方自治法の規定に基づき、条例の中で目的外使用に関する規定を定めたものであります。

食品加工のほかにも、教育委員会の認める範囲内で、目的外使用を許可することになります。

教 育 長

他に質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、議第41号は条例の制定ですので、市議会に提出することにいたします。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成29年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時44分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

武田 一夫

